

負担割合の判定

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者で住民税課税所得金額が**145万円以上**の方がいますか？

いない → **1割負担** いる → **3割負担**

負担割合が3割と判定された方でも、申請により1割となる場合があります。対象者の判定は以下のとおりです。

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者が何人いますか？

↓ 1人

加入者本人の
前年の収入額は
383万円未満ですか？

はい

1割負担

市町村窓口
申請が必要

いいえ

↓ 2人以上

同じ世帯の加入者全員の
前年の収入額の合計は
520万円未満ですか？

はい

1割負担

市町村窓口
申請が必要

いいえ

3割負担

同じ世帯に70～74歳
の方はいますか？

はい

3割負担

加入者本人と70～74歳の方
全員の前年収入額の合計は、
520万円未満ですか？

はい

1割負担

市町村窓口
申請が必要

いいえ

3割負担

- 「収入額」とは、所得を算定するための必要経費や住民税を算定するための各種控除を差し引く前の金額です。（ただし退職所得は除きます。）

- 「住民税課税所得金額」とは、住民税を計算するための金額で、お住まいの市町村から6月頃に送付される住民税の納税通知書に記載されていません。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。